

【1】全般

1. 補助金の流れ・スケジュール

No	質問内容	回答内容	更新・追記日
1	どの時点から着手したものが補助対象となりますか。	以下のとおりです。着手可能日より前に着手したことが発覚した場合は交付決定後であっても取り消しの対象となります。 ・VRIアプリ化設備等整備事業 交付決定日以降 交通DX・GXによる経営改善支援事業 交付決定日以降 旅客自動車運送事業者の人材確保事業 令和6年12月17日以降 交通サービス利便向上促進事業 令和7年3月〇日以降 地方ゲートウェイの刷新事業 交付決定日以降 観光二次交通高度化事業 交付決定日以降	3月24日
2	事業の「着手」とはどのような行為を指しますか。	発注先との契約はもちろんのこと、発注意思を書面もしくは口頭で表明する内示行為も着手とみなします。	3月24日
3	事業完了実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。	事業が完了した日から10日以内又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに提出する必要があります。令和8年2月28日までに提出されなかった場合は交付決定の取り消しの対象となります。	3月24日
4	次年度に事業を繰り越すことはできますか。	事業の繰越しはできません。	3月24日
5	見積書を取得した会社以外から機器等を調達することはできますか。	提出した見積書の見積額以下の単価であれば問題ありません。	3月24日
6	やむを得ない事情により2者以上の見積書を取得することができない場合はどうすればよいですか。	やむを得ない事情により特定の調達先と契約する必要があるときは、その理由を記載した調達先選定理由書を提出してください。 ・やむを得ない事情と認められる例 1. 調達先が地理的に制約される場合（自動車教習所等）で、交付申請者の所在地周辺に調達先が1者しかない場合 2. 導入しようとする設備等を販売等している者が1者しかない場合 ・やむを得ない事情と認められない例 1. 慣行（古くからの付き合い、知り合い等）により特定の調達先と契約する場合。	3月24日

2. 他補助金との併用

1	本補助金と他の国庫補助金（独立行政法人が交付するものを含む）は併用できますか。	できません。本補助金（いかなる国庫補助金（独立行政法人が交付するものを含む）とも併用できません。	3月24日
2	本補助金と地方公共団体等が交付する補助金は併用できますか。	地方公共団体等の補助金との併用は原則的に制限しません。併用可能かどうかは各交付団体にお問い合わせください。 ※交付するものが地方公共団体等であっても、その原資が国庫支出金である場合は併用できません。	3月24日
3	デジタル田園都市国家構想交付金により地方公共団体が交付する補助金は国庫支出金を原資として地方公共団体等が交付する補助金に含まれますか。	含まれます。そのため併用できません。	3月24日
4	本補助金と雇用調整助成金、持続化給付金は併用できますか。	できません。両補助金は国庫補助金であるためです。	3月24日

3. 補助対象事業者

1	レンタカー事業者の定義を教えてください。	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者を言います。	3月24日
2	バスターミナル事業者の定義を教えてください。	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条第1号の許可を受けた者を言います。	3月24日
3	旅客自動車運送事業者を構成員を含む団体とはどのようなものですか。	バス協会、タクシー協会等の事業者団体及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づく法定協議会を言います。	3月24日
4	親会社や協会などが複数の事業者が実施する事業をまとめて交付申請することはできますか。	できません。事業を実施する者がそれぞれ交付申請をする必要があります。	3月24日

4. 補助対象経費

1	補助対象機器をリースで導入する場合は補助対象になりますか。	車両以外をリースで導入する場合は補助対象になりません。車両をリースで導入する場合はリース会社が交付申請をする必要があります。	3月24日
2	補助対象外となるのはどのような経費ですか。	システム利用料等の各種ランニングコスト（クラウドサービス利用料も含む）、リース料、各種税、公的機関に支払う手数料、消耗品、汎用品等は補助対象外です。詳細は公募要領〇ページをご確認ください。	3月24日
3	割賦契約により補助対象機器を購入する場合は補助対象になりますか。	令和8年2月28日までに割賦を全額終了し事業完了実績報告ができるのであれば対象になります。	3月24日
4	いわゆる転リースによる車両導入は補助対象となりますか。	なりません。リースによる場合は、車両の所有者（リース事業者）が車両を使用する者に直接貸与する形式でなければ補助対象になりません。	3月24日
5	公共交通のデジタル化・システム化の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	デジタル化、システム化を通じた経営改善に係る、システム導入費用や改修費用について補助対象とします。 国土交通省にて別に執行している「事故防止対策支援推進事業」の補助対象機器等安全対策、事故防止のための機器については補助対象外となります。詳しくは以下URLをご覧ください。 特にIT点呼機器、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計（デジタル）及びこれらと付随して導入されるシステム、ASVについては補助対象外となりますので交付申請にあたり事前に御確認をお願いします。ただし、これらの危機であっても安全対策や事故防止の機能以外に専ら事業の省力化等の機能を有している場合は機器を個別に審査した上で補助対象となる場合があります。 業界を問わない一般的な勤怠管理業務・収入支出監理業務のデジタル化機器等については、旅客自動車運送業界特有の拘束時間や休息期間等の管理機能が備わっていない場合があり、補助事業としての効果を図ることができませんので、補助対象となりません。 法令で設置が義務づけられている機器（令和6年4月1日に施行される改正「旅客自動車運送事業運輸規則」により義務づけられるものも含む。）は補助対象外となります。	3月24日
6	導入済みの古くなった設備の買い替えについては対象となりますか。	単なる買い替えでは対象となりませんが、機能向上を伴うのであれば対象となります。ただし、法制度の変更や自社の制度の変更（運賃や給与基準の改定）への対応のみを目的とした買い替えは対象外です。 ※キャッシュレス決済機器については単純更新も補助対象となる場合があります。	3月24日

5. 交付決定条件

1	一部事業の交付決定条件となる営業損益の考え方を教えてください。	補助金の交付申請をする事業に対応する事業の損益により判定します。 例 タクシー事業に使用するユニバーサルデザインタクシーの交付申請をする場合は、交付申請者（交付申請者が車両を貸与する者である場合は車両を借用する者）の一般乗用旅客自動車運送事業にかかる営業損益により補助対象となるかを判定します。	3月24日
2	営業損益が赤字であることはどのような書類で確認しますか。	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条に基づいて国に提出している事業概況報告書により確認します。乗合バス事業者が高速バス等にかかる収支を除いて判定することを希望する場合は、要素別原価報告書により判断します。レンタカー事業者についてはセグメント別損益計算書等のレンタカー事業のみの収支状況が把握できる書類により個別に確認します。	3月24日
3	営業損益がゼロの場合は補助対象となりますか。	なります。	3月24日

4	事業概況報告書は全て開示する必要がありますか。	最終的な営業損益が分かる箇所以外はマスクしても構いません。ただし、旅客自動車運送事業等報告規則に基づき国土交通省に報告したものと同一の報告書の提出が必要となります。(バス・タクシー事業者に限り) 同規則に違反し報告をしていない者は補助対象外となります。	3月24日
5	現在、働きやすい職場認証制度による認証を受けていないのですが、どうしたらよいですか。	事後に認証を受ける旨の誓約書を提出してください。この場合、令和7年9月30日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受けていないと交付決定が取り消されますのでご注意ください。	3月24日

6. その他

1	不用額の定義を教えてください。	最終的な交付決定額から額の確定額を減じた額を言います。	3月24日
2	謝金について、国の支払基準とは何ですか。	謝金の標準支払基準（平成 21 年7月1日各府省等申合せ）を指します。	3月24日
3	交付決定を受けた者が旅客自動車運送事業を廃止する等により補助対象事業者としての資格を喪失した場合はどうなりますか。	資格喪失した旨を届け出て下さい。この場合、当然に交付決定の取り消しの対象となります。	3月24日
4	経営状況の悪化等により交付決定を受けた事業が実施できない場合はどうすればよいですか。	交付決定の変更又は取下げの申請を行ってください。これらの手続きを執らずに補助事業を実施しなかった場合は、次年度以降の補助金の対象外となる場合がありますのでご注意ください。	3月24日

【2】各補助メニュー

1. ノンステップバス、リフト付きバス、エレベーター付きバス

2. ユニバーサルデザインタクシー

1	ユニバーサルデザインタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、他の専門性の高い研修を受講していた場合又は専門の資格を保有している場合は研修受講とみなすことはできないですか。	以下の要件を満たす、福祉タクシー運転者研修、介護福祉士や訪問介護員の資格取得の際受講内容も対象となります。ただし、これらの資格を用いる場合は実車研修は別途必要になります。 (1) 研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 6 5 号）及び同法第 6 条に規定する障害を理由とする差別の解消に関する基本方針への理解に関するものを含めること。 (2) U D タクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること。	3月24日
2	ユニバーサルデザインタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、要件（1）を福祉タクシー運転者研修、介護福祉士や訪問介護員の資格など他の専門性の高い研修を受講し専門の資格で代替する場合、研修受講や資格の証明や要件（2）の実車研修の受講証明はどのようにすればよいでしょうか。	「ユニバーサルドライバー研修」の受講証明は、通常、顔写真付きの修了証（写）で行います。要件（1）を他の専門性の高い研修を受講し専門の資格で代替する場合、当該研修の修了証（写）または資格証（写）に加え運転免許証（写）を提出ください。また要件（2）の実車研修の受講確認のため、提出いただく各写しの脇などに、実車研修の受講日（例：○○年○月○日実車研修受講済み）を記載してください。	3月24日
3	ユニバーサルデザインタクシーの補助を受ける場合、補助車両 1 台につきユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を 2 名以上配置することが要件となっていますが、今回補助を受ける車両のみに配置すればよいですか。	過去に補助を受けてUDタクシーを導入している場合、当該車両にもユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を配置することが必要です。車両 1 台あたりの配置運転手については、一覧表を提出していただく必要があります。なお、令和元年度から配置運転者数が 1 台あたり 3 名から 1 台あたり 2 名に緩和されています。平成 3 0 年以前に補助を受けた車両についても 1 台あたり 2 名配置されていけば可とします。	3月24日
4	ユニバーサルデザインタクシーの補助を受ける場合、通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年 2 回以上実施していることが要件となっていますが、年とはいつからいつまでのことをいいますか。	「令和 6 年 4 月 1 日から、令和 7 年 3 月 3 1 日まで」の令和 6 年度中又は交付申請時までの直近 1 年間を指します。	3月24日
5	個人タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシーの導入を計画している場合、要件はどうなりますか。	当該運転者がユニバーサルドライバー研修を受講又は福祉タクシー運転者研修、介護福祉士や訪問介護員の資格取得の際の講習を受講していること、また車内設備の操作に習熟するための研修を年 2 回受講していることが必要です。	3月24日

3. 配車タクシー

1	事務局が別途定める配車アプリが普及していると認められる地域はどこですか。	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の区域です。	3月24日
---	--------------------------------------	--	-------

4. デジタル化・システム化のための調査

1	デジタル化・システム化等のための調査等の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	デジタル化等に係る調査については、DX支援に係るコンサルタント支援などを通して、デジタル化等の実現に向けた課題の共有及び調整などを目的として行う調査事業となります。調査事業では、DX支援に係るコンサルタント経費等（事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等）等について対象とします。また、コンサルティング業務の一環としてのソフトウェア開発等の開発経費（委託費）についても対象としますが、この場合においても社内SE等が開発する内製化された開発経費（人件費）は対象外です。	3月24日
---	---	---	-------

5. 人材確保支援事業

1	どのタイミングをもって事業の始期とするのでしょうか。	二種免許取得のための教習及び二種免許取得のための受験資格特例教習の事業の始期については、教習所の申込及び入校等の時期で判断します。	3月24日
2	「普通二種免許」所有者が新たに「大型二種免許」などを取得するための教習経費も対象となりますか。	対象となります。ただし、兼用の許可のみを持っている事業者が、既に普通二種免許を取得している従業員に大型二種免許を取得させる等の、業務に直接関係ない免許の取得費用は補助対象とはなりません。	3月24日
3	一種免許取得やAT限定解除の教習経費も対象となりますか。	対象なりません。	3月24日
4	免許センターで支払う手数料は対象になりますか。	運転免許センターで支払う手数料（試験手数料、交付手数料等）は対象なりません。	3月24日
5	採用予定の従業員について、採用前に二種免許を取得させるための教習費用についても補助対象となりますか。	対象となります。ただし、二種免許取得後 3 ヶ月間以上運転者として雇用する必要があります。	3月24日
6	既に事務員として雇用している人員について、配置転換等で運転者として雇用するにあたって二種免許を取得させるための経費は補助対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、運転者として雇用する場合（事務員等との兼務も含める。）に限ります。	3月24日
7	H1又はH2により教習を受講させた者に対し、運転者として雇用してから3ヶ月未満の期間中に運転業務以外を命ずることは交付決定条件の違反となりますか。	専ら運転業務に従事させていなければ交付決定条件違反とはなりません。	3月24日
8	タクシー事業者が、道路運送法第 7 8 号第 3 号による許可（いわゆる「ぶら下がり許可」）を行う運転手に二種免許を取得させるための費用は補助対象経費となりますか。	タクシー事業者が運転手として雇用することを目的に募集する場合は補助対象となります。ただし、二種免許取得後 3 ヶ月間以上運転者として雇用する必要があります。	3月24日
9	完了報告時点で二種免許取得のための教習は修了したものの、二種免許を取得できていない職員の教習費用については補助対象となりますか。	対象となります。ただし、二種免許取得後 3 ヶ月間以上運転者として雇用する必要がありますので、完了報告後に二種免許を取得できずに退職した場合には補助金を返還する必要があります。	3月24日
10	対象となる広報関係経費の例を具体的に教えてください。	各メディアへの広告料、HPの改修経費、ポスター及びチラシ等の作成や配布場所への輸送費、デザイン経費及び印刷経費、看板の設置に係る経費、人材確保イベントへの出張経費等について補助対象となります。自社HPの運用・保守費等のランニングコスト、採用サイトに支払うマッチングの成功報酬等については補助対象外です。	3月24日
11	運転手とともに運行管理者や事務員等の募集のための広報を行う場合の経費も補助対象となりますか。	運転手不足に起因する様々な問題を解消するために運転手を募集するのと一体不可分に、運行管理者、事務員等を募集するための広報費用であれば、当該費用は補助対象経費として認められます。	3月24日
12	タクシー事業者及び事業者団体等が、道路運送法第 7 8 号第 3 号による許可（いわゆる「ぶら下がり許可」）を行うための運転手を募集するために行う広報活動の費用は補助対象経費となりますか。	タクシー事業者が運転手として雇用することを目的に募集する場合は補助対象となります。	3月24日

13	対象となる研修関係経費の例を具体的に教えてください。	マナー・接客向上講習、観光ドライバー認定講習、運転技能向上講習等については補助対象となります。 運行管理者講習（基礎、一般、特別）、適性診断（特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断）、運転者登録にかかる講習・研修等、法令により受講が求められている研修・講習や危険物取扱者、衛生管理者等の運転業務と直接の関わりが無い資格取得を目的とした研修・講習は対象外です。	3月24日
14	講師や参加者の旅費や宿泊費は補助対象経費になりますか。	対象となります。	3月24日
15	従業員が支払った研修費用は補助対象となりますか。	対象となります。事業者が支払った研修費用が補助対象となります。研修先からの領収書等が個人名しか発行できない場合は、その費用を事業者が支払っていることがわかる学費書類（給与明細書等）を実績報告時に提出いただきます。	3月24日

6. 多言語化への取組み

1	多言語対応の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	多言語表記は英語併記を行うものを基本とし、中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他必要とされる言語も対象とします。表記に当たっては、視認性、美観を損なわないよう配慮する必要があります。 ナンバリング、ビクトグラムにかかる経費は、多言語表記と合わせて行う場合補助対象とします。	3月24日
2	案内標識の多言語化とは具体的にどのようなものが対象になりますか。	案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものを指し	3月24日
3	多言語・翻訳用タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はありませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。	3月24日
4	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となります。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。	3月24日
5	ホームページの多言語表記について、補助要件はありますか。	ホームページの多言語表記はパソコン、スマートフォンから利用可能で、検索機能、予約システムを備えたものが補助対象となります。	3月24日
6	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(広告等)も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。観光、交通、災害情報等の自社コンテンツの多言語化のみ補助対象となります。	3月24日
7	多言語バスロケーションシステムの導入について、補助対象、要件等詳細を教えてください。	多言語バスロケーションシステムについては、車載機器のほか、営業所に置くPC等の機器、システム導入費、データのGTF S化、工事費も補助対象となります。補助対象経費にはそれらも含めた導入経費総額を記載してください。また、車載機器の価格のわかる資料のほか、システム導入経費、データのGTF S化等車載器以外の価格のわかる資料を添付してください。更に、バス1台あたりの車載機器の経費も明示してください。	3月24日
8	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成費用のみの交付申請はできません。 なお、デジタルサイネージの導入や機能追加等と一体的にコンテンツ作成を行う場合は要望申請に含めることができます。	3月24日
9	デジタルサイネージにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。	3月24日
10	多言語研修の実施について、自社従業員を英会話教室等に通わせる場合や、事業者団体が主催する英語接遇研修を外部委託する場合の費用も補助対象となりますか。	事業者団体が主催する英語接遇研修を外部委託するものについては補助対象となります。ただし、従業員が個人で受講する英会話教室の受講料を事業者が負担する場合等は対象になりません。	3月24日

7. 無線LAN

1	無料公衆無線LAN環境の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費は、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))を補助対象とします。 いわゆる「ポケットWi-Fi」を導入する場合は、容易に持ち出しできないよう、車両内部に固定するものを補助対象とします。 本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマークJapan.Free Wi-Fiの申請も併せて行い、同シンボルマークの掲出を行う必要があります。	3月24日
2	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能ですか。	設備の維持管理費程度の収支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。	3月24日
3	共通シンボルマークJapan.Free Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要がありますか。	事業完了実績報告書の提出までに掲出し、事業完了実績報告書提出に際しては掲出された写真を提出いただくこととなります。	3月24日
4	可搬式無料公衆無線LAN機器を導入する場合も補助対象となりますか。	交付要綱に定める補助対象事業者が当該機器を購入し、当該機器の所有権が販売者から補助対象事業者に移転される場合は補助対象となります。機器をレンタルし、利用料を支払う場合など、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。	3月24日
5	ポケットWi-Fiは対象になりますか。	ビスや金具を用いて車内に固定し、ドライバー等が容易に取り外せない状態にするものは対象となります。(固定に用いた部材、工賃も補助対象となります。)また、ポケットWi-Fiを導入する場合でも、「Japan.Free Wi-Fi」の登録、シンボルマークの掲出は必要となります。	3月24日
6	既存の車両でWi-Fi機器未設置のものに搭載するための導入は補助対象になりますか。	補助対象となります。	3月24日

8. キャッシュレス決済機器

1	キャッシュレス決済環境の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	交通系IC決済機器と同時に、利用者に配布する交通系ICカードを購入する場合の補助対象費用は、全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものを購入する経費のみを補助対象とします。なおデポジットや発行手数料を徴するものは対象になりません。	3月24日
2	対象となるキャッシュレス決済手段とはどのようなものですか。	クレジットカードや電子マネー、二次元コード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし、交通サービス利便向上促進事業で交付申請する場合は訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象となりません。	3月24日
3	既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たに二次元コード決済に対応するためにタブレット端末を導入する事業を交付申請することは可能でしょうか。	可能です。	3月24日
4	キャッシュレス決済について車両に取り付けられた場合を対象にしていますが、乗車券売り場などで導入する場合も交付申請可能でしょうか。(空港Jムジシステムでは乗車券を窓口、券売機で購入するケースが多いです。)	可能です。	3月24日
5	既存の車両でキャッシュレス機器未設置のものに搭載するための要望は認められますか。	可能です。	3月24日

9. 情報端末機器用充電機器、非常用電源装置

1	非常用電源装置等の整備の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	情報端末への電源供給機器は、災害等の発生時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器が補助対象となります(情報端末を同時に10台以上充電できるものが補助対象となります)。 非常用電源装置は、旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置(蓄電池システム、発電機等)が補助対象となります。 各導入機器については、故障、老朽化に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としません。	3月24日
2	「災害等」ほどの程度のものをいいますか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。	3月24日

3	非常用電源装置の設置場所について、旅客施設、車内等以外への設置は補助対象になりますか。	訪日外国人旅行者の利用を想定しているため、専ら運転者の使用が想定される営業所、休憩室への設置・導入については補助対象になりません。	3月24日
4	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に10台以上充電できる環境の整備をしてください。	3月24日
5	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。	3月24日
6	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。	3月24日
7	情報端末への電源供給機器については、充電用のコンセントの設置をすることで問題ありませんか。	コンセントだけでは要件を満たしているとは言えません。災害時に旅行者が充電器を持っているとは限らないことから、充電器(充電ケーブル)まで整備することが必要となります。	3月24日
8	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせて申請することも可能でしょうか。	可能です。	3月24日
9	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。	3月24日
10	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。	3月24日
11	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整える必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。	3月24日
12	ガリリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に随属する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。	3月24日
13	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。	3月24日
14	非常用電源装置と情報端末への電源供給機器が一体型になったものは補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。	3月24日
15	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。	3月24日
16	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外です。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。	3月24日

10. バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化

1	トイレの洋式化の基本的な補助対象・要件等を教えてください。	基本整備項目(和式便器の洋式化、洋式便器の増設、洋式便器の旧式から新式への交換(温水洗浄便座を設置するものに限る。)、洋式便器の新設(建替、増築、新築時)及び基本整備項目に該当する事業と共に整備する項目(追加整備項目(温水洗浄便座、暖房便座、ハンドドライヤー、洗面器(自動水栓化等)、化粧鏡、小便器(自動水栓化等)、LED照明、室内空調(換気、冷暖房)設備、外装工事(屋根部分は除く。)、窓、入口ドア、案内標識(多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等)、案内表示(トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等)、掃除流し、その他)が補助対象となります。	3月24日
2	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。	3月24日
3	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。	3月24日
4	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。	3月24日
5	既存建物の一部を改修(躯体工事)してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出したの申請は可能です。	3月24日
6	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。	3月24日

11. バスターミナル・タクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供共通

1	バスターミナルの移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	バスターミナルの段差解消は、エレベーター、スロープ等の設置に対する経費(本工事(資産の購入を含む)、付帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費)が補助対象となります。待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は待合施設の整備(多機能トイレの整備含む)、ホームページの作成・改良等が補助対象となります。バリア解消との関連性に乏しい部分、また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについては補助対象としません。	3月24日
2	タクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供について、基本的な補助対象・要件等を教えてください。	タクシー乗り場の移動円滑化は、エレベーター、スロープ等の設置に対する経費(本工事(資産の購入を含む)、付帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費)が補助対象となります。待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は待合施設の整備(多機能トイレの整備含む)、ホームページの作成・改良等が補助対象となります。バリア解消との関連性に乏しい部分、また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについては補助対象としません。	3月24日